空家等の管理に関する基本方針

袋井市（以下「市」という。）は、太田川や原野谷川をはじめ、自然景観、遠州三山や旧東海道等歴史的資源・文化的資源に恵まれており、市固有の農の風景を保全してきました。また、市街地では、中低層建築物により落ち着いたまち並みの形成が図られてきています。今後も、今日までに形成されてきた農の風景や良好なまち並みの保全に努める必要があることから、空家等の管理に関する基本方針を次のとおり示します。

（適用範囲）

第１　空家等対策の推進に関する特別措置法第２条第１項に規定する空家等を本基本方針の適用範囲とします。

（空家等の所有者の責務）

第２　空家等の所有者は、市固有の農の風景や良好なまち並みの形成など、地域における良好な住環境の保全に努めるとともに、空家等の良好な管理に努めます。

（市の責務）

第３　市は、市固有の農の風景や良好なまち並みの形成など、地域における良好な住環境の保全に向け、空家等の所有者が行う空家等の管理に必要な支援を行います。

袋井市長　大場規之